

社会保障審議会介護保険部会（第7回）提出資料
（第6回提出資料追加）

平成 15 年 12 月 22 日

介護保険部会委員
守口市長 喜多 洋三

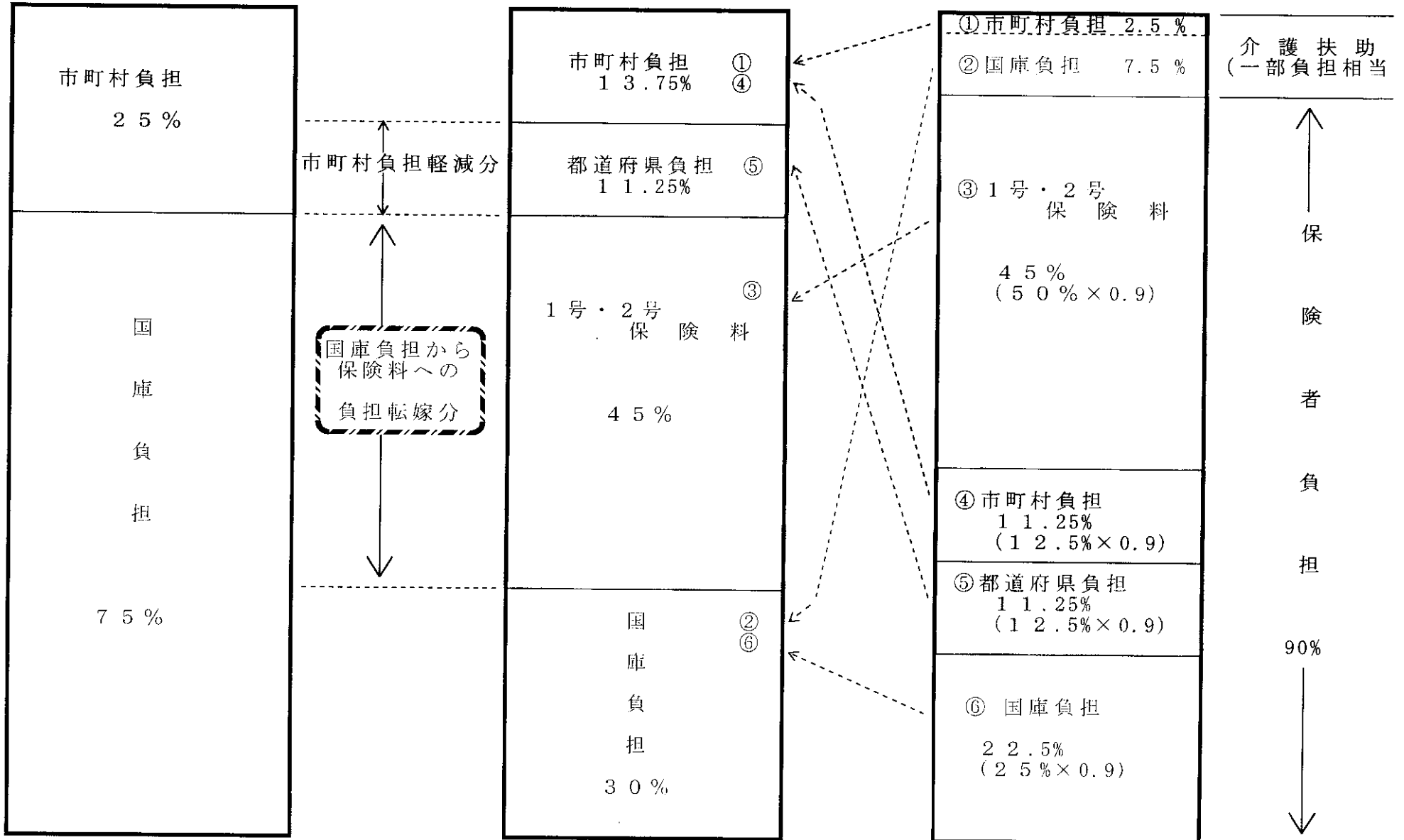
◇介護保険制度施行後の介護関連生活保護財源の変化

[現行の扶助費財源]

[介護保険施行後]

右図を整理したもの

財源構成



税金と同じく、介護保険料も不公平になっています。

税制の矛盾を持ち込んだ段階制保険料は、決して公平なものにはなっていません。

《2人世帯(1号被保険者65歳男、配偶者59歳)・M市の例》

	生活保護	年金収入	給与収入	「複合」収入	その他事業収入
【収入月額】	【最低生活費】 177,600円 (内訳) 生活扶助費 122,600円 住宅扶助費 55,000円 (介護保険料分含まず)	【年金収入月額】 177,600円 夫の収入・妻扶養	【給与収入月額】 177,600円 夫の給与・妻扶養 賞与無しの場合	【収入月額】 177,600円 夫 国民年金 55,000円 妻 給与 122,600円	【収入月額】 177,600円 夫の収入・妻扶養
【公課他】 市・府 民 税 所 得 税 国民健康保険料 国民年金保険料 NHK 受信料	非課税 非課税 負担なし 負担なし 免除	非課税 非課税 11,280円 13,300円 1,242円	292円 非課税 19,040円 13,300円 1,242円	非課税 非課税 12,890円 13,460円 1,242円	3,040円 4,090円 27,530円 13,300円 1,242円
		25,822円	33,874円	28,002円	49,202円
M市 介護保険料	1,658円(第1段階) 生活扶助で支給され 事実上、負担は無し	2,488円 (第2段階)	4,147円 (第4段階)	3,318円 (第3段階)	4,147円 (第4段階)
一部負担金	健康保険	医療扶助は現物支給	3割負担(国保)	同左	同左
	介護保険	介護保険の一部負担金は 介護扶助で支給	1割負担(介護)		